



発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監査公表

監査の結果に基づく措置状況	
上下水道局（工事監査）	……（監査公表第13号）…… 1
監査の結果に基づく措置状況	
建築都市局（工事監査）	……（監査公表第14号）…… 4
監査の結果に基づく措置状況	
建設局（工事監査）	……（監査公表第15号）…… 6

北九州市監査委員

北九州市監査公表第13号

令和2年5月22日

北九州市監査委員	井上勲
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
上下水道局
- 3 監査の期間
平成31年4月12日から令和元年8月21日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日(令和2年監査公表第1号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 工事の一時中止に伴う増加費用の積算について（設計課）</p> <p>〔8〕岡田町他配水管布設替工事</p> <p>本工事は、八幡西区岡田町において、配水管φ200mm等の布設替えを行うものである。</p> <p>工事の着工にあたり試験掘りを行った結果、設計時には把握できなかったガス管等が埋設されていることが判明した。そのため、布設位置を変更する修正設計を行うこととしたが、その完了までに約5カ月間を要することから、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条により、工事の一時中止を指示した。</p> <p>一時中止に伴う増加費用については、国土交通省土木工事積算基準及び工事一時中止に係るガイドライン（以下「基準等」という。）により、受注者から請求があった場合に適用し、また、工事一時中止期間が3カ月を超える場合は、受注者からの見積りにより、受発注者が協議して増加費用を決定することとなっている。</p> <p>当工事においては、受注者からの増加費用の見積りでは、根拠資料が不足するなど、その妥当性が確認できず、受発注者間の協議が難航した。</p> <p>そこで、やむを得ず、工事一時中止期間が3カ月以内の場合に適用する、標準積算を用いて算定した増加費用に</p>	<p>今回の指摘は、一時中止期間が3カ月を超える場合における増加費用の算出根拠について、基準書等には具体的な設定方法が示されていないことから、基本計画書の作成において、増加費用の算出根拠について受発注者間で十分な協議がされず、受注者からの見積りの根拠資料が不足し、増加費用の決定ができなかったことが原因である。</p> <p>今回の指摘を受け、所定の基準等の遵守を徹底するよう水道部各課及び東・西の工事事務所水道課及び管理課（以下「関係部署」という。）の課長以上で情報を共有した。（8月26日）</p> <p>再発防止策として、「水道工事に係る積算基準書」に『「設計変更ガイドライン（北九州市）」並びに国土交通省地方整備局の通知等を参考にして増加費用等の積算を行う。』を追記し、関東地方整備局が公開している具体的な事例を参照するよう明記した。（10月1日改訂）</p> <p>合わせて、令和元年10月1日付事務連絡「定期監査（工事監査）の指摘事項に対する措置について（通知）」にて通知すると共に、関係課の事務改善会議にて周知徹底を図った。</p> <p>重ねて、今年度第4四半期に関係部署の土木職員全員に対し説明会を開催</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>より協議を行い、決定に至った。</p> <p>工事の一時中止に伴う増加費用の積算については、所定の基準等を遵守し適切に行われたい。</p>	<p>し更に周知徹底を図る予定である。</p>

注・・[]内の数字は、令和2年監査公表第1号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す。

北九州市監査公表第14号

令和2年5月22日

北九州市監査委員	井上勲
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
建築都市局(住宅関係)
- 3 監査の期間
平成31年4月12日から令和元年8月21日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日(令和2年監査公表第2号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建築都市局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>擁壁の積算について</u> (住宅整備課) [7] (仮称) 宮の前団地市営住宅建設工事</p> <p>本工事は、老朽化した市営住宅の建替え事業に伴う工事である。</p> <p>この工事で築造した間知ブロック擁壁の単価は、擁壁の構造に応じ複数の単価を組み合わせで作成していた。その単価に乗じる数量の一つは面積とすべきであったが、誤って体積としたため過小な積算となっていた。</p> <p>擁壁の積算にあたっては、所定の基準等を遵守し、適正に行われたい。</p>	<p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>今回の指摘は、市営住宅の関係工事において、間知ブロック擁壁を採用した工事の事例が少なく、積算方法について十分に理解していなかったことや、単価を構成している代価表の中の単価が複数混在するなど複雑であったことが原因で生じたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、今後、同様の間違いが生じないように、市営住宅の関係工事の積算で運用している「市建築工事積算要領・住宅関係運用」において、令和元年8月1日から注意事項を追記した。</p> <p>2 職員等への周知</p> <p>職員への周知として、令和元年7月30日に建築都市局内全課に再発防止注意喚起として通知した。</p> <p>また、令和元年8月1日に住宅整備課内、令和元年8月29日に建築都市局及び技術監理局の職員に対し、間知ブロック擁壁の工事内容や積算方法についての研修を行った。</p> <p>更に、本市の建築関係工事の実施設計を受注している設計事務所にも、令和元年9月5日に同様の研修を行い、再発防止を徹底した。</p> <p>3 契約変更</p> <p>なお、今回の指摘内容については、契約変更により適正に処理を行った。</p>

注・・[]内の数字は、令和2年監査公表第2号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す。

北九州市監査公表第15号

令和2年5月22日

北九州市監査委員	井	上	勲
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	河	田	圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
建設局
- 3 監査の期間
令和元年7月25日から令和元年12月12日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日(令和2年監査公表第3号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 地質調査における一軸圧縮試験について（河川整備課）</p> <p>[1 6] 相割川地質調査業務委託（30 - 1 4）</p> <p>本調査業務委託は、門司区大字吉志にある相割川の河川改修工事に伴い、地盤の土質条件を確認するために実施した地質調査であり、土の圧縮強さ等を調べるために一軸圧縮試験を行っている。</p> <p>設計業務等標準積算基準書及び同参考資料によれば、粘性土について一軸圧縮試験を行う場合、地盤内での粘性土の状態をそのまま維持した「乱さない試料」を、定められたサンプリング方法により採取して行うものとなっている。しかし、本調査業務委託では、サンプリングを実施することなくボーリングコアから採取した試料（「乱さない試料」ではない試料）を用いて同試験を行っていた。</p> <p>このため、一軸圧縮試験の結果が正確なものでないことから、本調査業務委託報告書は、河川改修工事の設計で使用するには不適切なものとなっていた。</p> <p>地質調査の試験の実施にあたっては、積算基準書等を十分把握し、適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、設計業務等標準積算基準書（地質調査積算基準）」の内容を十分に把握していなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>指摘を受け、今回の報告書が今後の設計等の際に間違っ取り扱われることがないように、試料採取の条件として「ボーリングコアから採取した試料を用いて供試体を作成している」旨の注意書きを報告書に添付した。</p> <p>今後、地質調査の試験の実施にあたっては、積算基準書等を十分把握したうえで適正に行うこととする。</p> <p>また、再発を防止するために、課内「事務改善会議（令和元年12月13日実施）」、及び設計担当部署（河川部）、監督担当部署（東部・西部整備事務所）、維持管理担当部署（各区まちづくり整備課河川担当）で実施する「第1回河川研修（令和元年12月16日実施）」、さらに建設局の各部署（道路部、公園緑地部、東部・西部整備事務所）での「事務改善会議（令和元年12月26日から令和2年1月31日に実施）」で、指摘事項の内容と地質調査業務委託実施の際の注意点について周知を図った。</p>

注・・[]内の数字は、令和2年監査公表第3号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す。